

奈良市公報

第 3 2 1 号

(平成27年9月前半分)

平成28年3月22日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目 次

規 則

- 奈良市特定個人情報保護条例施行規則…………… 1
- 奈良市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則……………32
- 奈良市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則……………35
- 個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………36
- 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………37

告 示

- 一般競争入札の実施（4件）……………44
- 道路の区域決定……………44
- 道路の供用開始……………45
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………45
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止……………45
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定……………46
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定……………46
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）……………46
- 開発行為に関する工事の完了……………47
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………47
- 住居番号の設定……………48
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………48
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………48
- 都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧……………49
- 放置自転車等の保管……………49
- 開発行為に関する工事の完了……………49
- 督促状の公示送達……………49
- 奈良市開発指導要領の一部を改正する告示……………50
- 一般競争入札の実施……………50
- 放置自転車等の保管……………51
- 交付要求通知書の公示送達……………51
- 納期限変更告知書の公示送達……………51
- 放置自転車等の保管……………52
- 都市計画地区計画の変更……………52

- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………52
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………52
- 開発行為に関する工事の完了……………53
- 虚偽の転入届に基づく住民票の写し等の無効……………53
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………53
- 放置自転車等の保管……………53
- 平成26年度軽自動車税納期変更分督促状等の公示送達……………54
- 一般競争入札の実施……………54
- 開発行為に関する工事の完了……………54
- 一般競争入札の実施（4件）……………54
- 放置自転車等の保管……………55

公 平 委 員 会

- 奈良市公平委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則……………55

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施（2件）……………56
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………56
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………57
- 一般競争入札の実施……………57

消 防

- 奈良市消防長が保有する特定個人情報の保護に関する規程……………57

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………57

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………57
- 奈良市農業委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程……………57

正 誤

- 正誤表……………58

規 則

奈良市特定個人情報保護条例施行規則をここに公布する。
平成27年9月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第73号

奈良市特定個人情報保護条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号。以下「条例」という。）第51条の規定に基づき、市長における特定個人情報の保護につ

いて必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の取扱いを伴う事務の委託等)

第2条 市長は、特定個人情報の取扱いを伴う事務の委託をしようとするとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、条例第12条第1項又は第2項に規定する必要な措置として、当該契約又は協定に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 特定個人情報の漏えい等の防止に関する事項
- (2) 特定個人情報の秘密保持に関する事項
- (3) 特定個人情報の目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 特定個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (6) 再委託に係る事前承認等の条件に関する事項
- (7) 委託終了時における特定個人情報の消去及び提供資料の返還義務に関する事項
- (8) その他特定個人情報の適正な管理のために必要な事項
- (9) 前各号に掲げる事項に違反した場合の契約解除、損害賠償等に関する事項

2 市長は、特定個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けた者又は指定管理者（以下「受託者等」という。）が再委託を希望する場合は、事前に承認願を提出させ、特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上でその諾否を判断するものとする。また、市長は、再委託を認める場合は、受託者等と再委託を受ける者との間において前項各号に掲げる事項を記載した契約又は協定を締結することを求めるものとする。

3 市長は、受託者等（再委託を受けた者を含む。）における特定個人情報の管理状況等について定期的に検査等を行うなどし、特定個人情報が適切に取り扱われるよう監督するものとする。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第3条 市長は、特定個人情報ファイル（条例第15条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により特定個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。）を保有するに至ったときは、速やかに特定個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 市長は、特定個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、速やかに当該特定個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

3 市長は、特定個人情報ファイル簿に掲載した特定個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく当該特定個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

4 市長は、特定個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なくこれを一般の閲覧に供する方法により公表しなければならない。

(特定個人情報ファイルへの掲載事項)

第4条 条例第15条第1項第7号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定個人情報ファイルの保有開始年月日
- (2) その他市長が必要と認める事項
(特定個人情報ファイル簿への掲載の適用除外)

第5条 条例第15条第2項第6号の実施機関が定める特定個人情報ファイルは、次に掲げる特定個人情報ファイルとする。

- (1) 条例第15条第2項第2号に規定する者の被扶養者又は遺族に係る特定個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
- (2) 条例第15条第2項第2号に規定する者及び前号に規定する者を併せて記録する特定個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
(特定個人情報開示請求書)

第6条 条例第17条第1項に規定する開示請求書は、特定個人情報開示請求書（別記第1号様式）とする。

(本人等であることの証明に必要な書類)

第7条 条例第17条第2項（条例第26条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する実施機関が定めるところにより自己が開示請求に係る保有特定個人情報の本人であることを示すために必要な書類として提示し、又は提出しなければならないものは、次の各号のいずれかとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該請求に係る本人であることを確認することができるもの

2 条例第17条第2項に規定する実施機関が定めるところにより自己が開示請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であることを示すために必要な書類として提示し、又は提出しなければならないものは、当該代理人に係る前項各号に掲げる書類及び次に掲げる書類とする。

- (1) 未成年者の法定代理人にあつては、戸籍謄抄本その他法定代理人であることを証明する書類として市長が認めるもの
- (2) 成年被後見人の後見人にあつては、当該成年後見に関する登記事項証明書その他後見人であることを証明する書類として市長が認めるもの
- (3) 本人の委任による代理人にあつては、当該請求に係る本人の前項各号に掲げる書類及び本人の署名した委任状その他委任による代理人であることを証明する書類として市長が認めるもの
(開示請求の補正等)

第8条 条例第17条第3項、第29条第3項又は第36条第3項の規定により補正を求める場合の通知は、特定個人情報開示請求書等補正通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の通知書により指定された期限までに補正されないときその他却下することが適当と認めるときは、当該開示請求等を却下することができる。

3 前項の規定により開示請求等を却下する場合の通知は、特定個人情報開示請求等却下通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

（特定個人情報開示決定通知書等）

第9条 条例第22条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定 特定個人情報開示決定通知書（別記第4号様式）

(2) 保有特定個人情報の一部を開示する旨の決定 特定個人情報部分開示決定通知書（別記第5号様式）

2 条例第22条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有特定個人情報の全部を開示しない旨の決定 特定個人情報不開示決定通知書（別記第6号様式）

(2) 開示請求を拒否する旨の決定 特定個人情報開示請求拒否決定通知書（別記第7号様式）

(3) 保有特定個人情報を保有していない旨の決定 特定個人情報不存在決定通知書（別記第8号様式）

（開示決定等の期間延長通知）

第10条 条例第23条第2項の規定による通知は、特定個人情報開示決定等期間延長通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

2 条例第24条の規定による通知は、大量請求に係る特定個人情報開示決定等期間延長通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知等）

第11条 条例第25条第1項及び第2項の規定による通知は、特定個人情報の開示に係る意見照会書（別記第11号様式）により行うものとする。

2 条例第25条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、特定個人情報の開示に係る意見書（別記第12号様式）により行うものとする。

3 条例第25条第3項の規定による通知は、特定個人情報の開示に係る通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

（保有特定個人情報の開示）

第12条 保有特定個人情報を開示する場合において、保有特定個人情報が記録されている行政文書を開覧する者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の開覧を中止させ、又は禁止することができる。

3 保有特定個人情報を開示する場合において、保有特定個人情報が記録されている行政文書の写しを交付するときの交付部数は、請求1件につき1部とする。

（電磁的記録の開示の方法）

第13条 条例第26条第1項の規定による電磁的記録の開示については、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧又は電磁的記録の媒体に複写したものの交付の方法により行うものとする。

2 電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付する方法以外の方法による開示は、開示請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合で、開示請求者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する専用機器で容易に対処することができるときに限り行うこととする。

3 第1項に規定する電磁的記録の媒体に複写したものの交付を行う場合は、実施機関が用意した媒体を用いることとする。

（費用負担）

第14条 条例第27条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用を前納しなければならない。

（特定個人情報訂正請求書等）

第15条 条例第29条第1項に規定する訂正請求書は、特定個人情報訂正請求書（別記第14号様式）とする。

2 第7条の規定は、訂正請求について準用する。

（特定個人情報訂正決定通知書等）

第16条 条例第31条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有特定個人情報の全部を訂正する旨の決定 特定個人情報訂正決定通知書（別記第15号様式）

(2) 保有特定個人情報の一部を訂正する旨の決定 特定個人情報部分訂正決定通知書（別記第16号様式）

2 条例第31条第2項の規定により保有特定個人情報の全部を訂正しない旨の決定するときの通知は、特定個人情報不訂正決定通知書（別記第17号様式）により行うものとする。

（訂正決定等の期間延長通知）

第17条 条例第32条第2項の規定による通知は、特定個人情報訂正決定等期間延長通知書（別記第18号様式）により行うものとする。

2 条例第33条の規定による通知は、特定個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（別記第19号様式）により行うものとする。

（訂正実施通知書）

第18条 条例第34条の規定による通知は、特定個人情報訂正実施通知書（別記第20号様式）により行うものとする。

（特定個人情報利用停止請求書等）

第19条 条例第36条第1項に規定する利用停止請求書は、特定個人情報利用停止請求書（別記第21号様式）とする。

2 第7条の規定は、利用停止請求について準用する。

（特定個人情報利用停止決定通知書等）

第20条 条例第38条第1項の規定による通知は、次の各号

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有特定個人情報の全部を利用停止する旨の決定
特定個人情報利用停止決定通知書（別記第22号様式）
- (2) 保有特定個人情報の一部を利用停止する旨の決定
特定個人情報部分利用停止決定通知書（別記第23号様式）

2 条例第38条第2項の規定により保有特定個人情報の全部を利用停止しない旨の決定するときの通知は、特定個人情報利用不停止決定通知書（別記第24号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等の期間延長通知）

第21条 条例第39条第2項の規定による通知は、特定個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記第25号様式）により行うものとする。

2 条例第40条の規定による通知は、特定個人情報利用停別表（第14条関係）

止決定等期間特例延長通知書（別記第26号様式）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第22条 条例第42条の規定による通知は、審議会諮問通知書（別記第27号様式）により行うものとする。

（補則）

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日に市長が保有する特定個人情報ファイルについての第3条第1項の規定の適用については、同項中「速やかに」とあるのは、「この規則の施行後遅滞なく」とする。

行政文書の種別	写しの作成の方法	費用負担の額
文書又は図画	複写機により複写したもの（モノクロ単色刷りでA3判までの用紙に限る。）	1枚につき10円
	複写機により複写したもの（多色刷りでA3判までの用紙に限る。）	1枚につき30円
	複写機によりA1判又はA2判の用紙に複写したもの	作成に要する費用に相当する額
マイクロフィルム	印刷したものを複写機により複写したもの（モノクロ単色刷りでA3判までの用紙に限る。）	1枚につき10円
電磁的記録	用紙に出力したものを複写機により複写したもの（モノクロ単色刷りでA3判までの用紙に限る。）	1枚につき10円
	用紙に出力したものを複写機により複写したもの（多色刷りでA3判までの用紙に限る。）	1枚につき30円
	3.5インチフロッピーディスクに複写したもの	1枚につき50円
	光ディスク（CD-R700MB又はDVD-R4.7GB）に複写したもの	1枚につき100円
	上記以外の電磁的記録の媒体に複写したもの	作成に要する費用に相当する額

備考 用紙の両面に複写した文書、図画等については、片面を1枚として計算する。

別記

第1号様式(第6条関係)

特定個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

〒

請求者 住 所

氏 名

電話番号

奈良市特定個人情報保護条例第16条の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有特定個人情報の内容			
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付		
代理人による請求の場合の本人の氏名等	本人の氏名		
	本人の住所		
	連絡先		
※本人の確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	確認者	()
代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 (<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人) <input type="checkbox"/> その他の代理人		
※代理人の確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	確認者	()
代理人の資格証明書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()		
※所 管 課			
備 考			

- 備考 1 開示請求に係る保有特定個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。なお、記入に当たっては、係員と相談してください。
- 2 開示請求の際には、本人であることを証明するために必要なもの(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出して本人確認を受けてください。
- 3 代理人が開示請求する場合には、本人に係る上記2の書類の写しを提示し、又は提出するとともに、代理人であることを証明する書類(戸籍謄抄本、登記事項証明書、委任状等)及び当該代理人に係る上記2の書類を提示し、又は提出して代理人本人であることの確認を受けてください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式（第8条関係）

特定個人情報開示請求書等補正通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった特定個人情報（開示・訂正・利用停止）請求書については、次のとおり不備がありますので、奈良市特定個人情報保護条例（第17条第3項・第29条第3項・第36条第3項）の規定により補正を求めます。

補正を求める事項	
補正期限	年 月 日
添付書類	
備考	
所管課	電話番号

備考 補正期限までに補正ができない場合は、当該請求を却下する場合があります。

第3号様式（第8条関係）

特定個人情報開示請求等却下通知書

第 年 月 日
号

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の（開示・訂正・利用停止）請求については、次の理由により却下することと決定したので、通知します。

保有特定個人情報の内容	
却下する理由	
備 考	
所 管 課	電話番号

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第4号様式（第9条関係）

特定個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の開示については、奈良市特定個人情報保護条例第22条第1項の規定により次のとおり保有特定個人情報の全部を開示することと決定したので、通知します。

開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 () 時 分
開示の場所	
備考	
所管課	電話番号

- 備考 1 開示を受ける際には、この通知書と本人又は代理人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 2 当日ご都合が悪いときは、所管課までご連絡ください。ただし、正当な理由がある場合を除いて、指定された開示の日から起算して90日以内に開示請求をした全ての保有特定個人情報の開示を受けてください。
- (注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第5号様式（第9条関係）

特定個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の開示については、奈良市特定個人情報保護条例第22条第1項の規定により次のとおり保有特定個人情報の一部を開示することと決定したので、通知します。

開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 () 時 分
開示の場所	
開示をすることができない部分	
上記部分の開示をすることができない理由	奈良市特定個人情報保護条例第18条第 号に該当 (具体的な理由)
上記の理由がなくなる時期	
備考	
所管課	電話番号

- 備考 1 開示を受ける際には、この通知書と本人又は代理人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 2 当日ご都合が悪いときは、所管課までご連絡ください。ただし、正当な理由がある場合を除いて、指定された開示の日から起算して90日以内に開示請求をした全ての保有特定個人情報の開示を受けてください。
- 3 「上記の理由がなくなる時期」欄は、その時期をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。当該保有特定個人情報の開示を希望するときは、この時期以後に改めて請求してください。
- (注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第6号様式（第9条関係）

特定個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の開示については、奈良市特定個人情報保護条例第22条第2項の規定により次のとおり保有特定個人情報の全部を開示しないことと決定したので、通知します。

開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
開示をすることができない理由	奈良市特定個人情報保護条例第18条第 号に該当 (具体的な理由)
上記の理由がなくなる時期	
備 考	
所 管 課	電話番号

備考 「上記の理由がなくなる時期」欄は、その時期をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。当該保有特定個人情報の開示を希望するときは、この時期以後に改めて請求してください。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第7号様式（第9条関係）

特定個人情報開示請求拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の開示については、奈良市特定個人情報保護条例第21条の規定により次のとおり保有特定個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することと決定したので、通知します。

開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
開示請求を拒否する理由	
備 考	
所 管 課	電話番号

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第8号様式（第9条関係）

特定個人情報不存在決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の開示については、奈良市特定個人情報保護条例第22条第2項の規定により次のとおり該当する保有特定個人情報を保有しておらず、開示しないことと決定したので、通知します。

開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
該当する保有特定個人情報を保有していない理由	
備 考	
所 管 課	電話番号

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第9号様式（第10条関係）

特定個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の開示については、奈良市特定個人情報保護条例第23条第2項の規定により次のとおり決定期間を延長したので、通知します。

開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
決定期間満了日	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
備考	
所管課	電話番号

第10号様式（第10条関係）

大量請求に係る特定個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の開示については、奈良市特定個人情報保護条例第24条の規定により次のとおり決定期間を延長したので、通知します。

開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
決定期間満了日	年 月 日
請求のあった日から60日以内に決定する事項及びその決定期限	
	年 月 日
上記事項以外の事項及びその決定期限	
	年 月 日
条例第24条の規定を適用する理由	
備考	
所 管 課	電話番号

第11号様式（第11条関係）

特定個人情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



奈良市特定個人情報保護条例の規定に基づく開示請求がありました保有特定個人情報に、あなたに関する情報が含まれています。

つきましては、当該保有特定個人情報の開示をするかどうかの決定を行う際の参考としたいので、別紙「特定個人情報の開示に係る意見書」により、 年 月 日までに回答していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
保有特定個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
※ 条例第25条第2項の規定を適用する場合の理由	
備 考	
意見書の提出先 (所 管 課)	電話番号

備考 ※欄は、奈良市特定個人情報保護条例第25条第2項第1号又は第2号に該当する場合のみ、記入してあります。

第12号様式（第11条関係）

特定個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

〒

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで照会のありましたことについては、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有特定個人情報の内容		
開示決定に反対する意思の有無	1 有	2 無
開示決定に反対する理由等	支障がある部分	
	支障がある理由	

備考 「開示決定に反対する意思の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。開示決定に反対する場合は、「開示決定に反対する理由等」欄に具体的に記入してください。

第13号様式（第11条関係）

特定個人情報の開示に係る通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで意見書の提出がありました保有特定個人情報の開示については、次のとおり開示することと決定しましたので、奈良市特定個人情報保護条例第25条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
開示をすることとしたあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日時	年 月 日 () 時 分
備 考	
所 管 課	電話番号

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示並びに不服申立て及び執行停止の申立てがない場合は情報が開示される旨を記載する。

第14号様式（第15条関係）

特定個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

〒

請求者 住 所
氏 名
電話番号

奈良市特定個人情報保護条例第28条の規定により、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
訂正請求に係る保有特定個人情報の内容		
訂正請求の趣旨	訂正を求める箇所 () 訂正を求める内容 ()	
訂正請求の理由		
代理人による請求の場合の本人の氏名等	本人の氏名	
	本人の住所	
	連絡先	
※本人の確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	確認者 ()
代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 (□未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人) <input type="checkbox"/> その他の代理人	
※代理人の確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	確認者 ()
代理人の資格証明書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()	
※所 管 課		
備 考		

- 備考
- 訂正請求に係る保有特定個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。なお、記入に当たっては、係員と相談してください。
 - 訂正請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等及び本人であることを証明するために必要なもの（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出して本人確認を受けてください。
 - 代理人が訂正請求する場合には、本人に係る上記2の書類の写しを提示し、又は提出するとともに、代理人であることを証明する書類（戸籍謄抄本、登記事項証明書、委任状等）及び当該代理人に係る上記2の書類を提示し、又は提出して代理人本人であることの確認を受けてください。
 - ※印の欄は、記入しないでください。

第15号様式（第16条関係）

特定個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の訂正については、奈良市特定個人情報保護条例第31条第1項の規定により次のとおり保有特定個人情報の全部を訂正することと決定したので、通知します。

訂正請求に係る保有特定個人情報の内容		
訂正する箇所		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
備考		
所管課	電話番号	

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第16号様式（第16条関係）

特定個人情報部分訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の訂正については、奈良市特定個人情報保護条例第31条第1項の規定により次のとおり保有特定個人情報の一部を訂正することと決定したので、通知します。

訂正請求に係る保有特定個人情報の内容		
訂正する箇所		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
訂正しない箇所		
訂正しない理由		
備考		
所管課	電話番号	

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第17号様式（第16条関係）

特定個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の訂正については、奈良市特定個人情報保護条例第31条第2項の規定により次のとおり保有特定個人情報の全部を訂正しないことと決定したので、通知します。

訂正請求に係る保有特定個人情報の内容	
訂正しない理由	
備 考	
所 管 課	電話番号

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第18号様式（第17条関係）

特定個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の訂正については、奈良市特定個人情報保護条例第32条第2項の規定により次のとおり決定期間を延長したので、通知します。

訂正請求に係る保有特定個人情報の内容	
決定期間満了日	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
備考	
所管課	電話番号

第19号様式（第17条関係）

特定個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の訂正については、奈良市特定個人情報保護条例第 33 条の規定により次のとおり決定期間を延長したので、通知します。

訂正請求に係る保有特定個人情報の内容	
訂正決定等に特に長期間を要する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
備 考	
所 管 課	電話番号

第20号様式（第18条関係）

特定個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付で提供した保有特定個人情報については、次のとおり訂正を実施しましたので、奈良市特定個人情報保護条例第34条の規定により通知します。

保有特定個人情報の内容		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正を実施した年月日	年 月 日	
備考		
所管課	電話番号	

第21号様式（第19条関係）

特定個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

〒

請求者 住 所

氏 名

電話番号

奈良市特定個人情報保護条例第35条の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨	利用停止を求める箇所 () 求める措置の内容 (<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止)	
利用停止請求の理由		
代理人による請求の場合の本人の氏名等	本人の氏名	
	本人の住所	
	連絡先	
※本人の確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	確認者 ()
代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 (<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人) <input type="checkbox"/> その他の代理人	
※代理人の確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	確認者 ()
代理人の資格証明書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()	
備 考		

- 備考
- 1 利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。なお、記入に当たっては、係員と相談してください。
 - 2 利用停止請求の際には、本人であることを証明するために必要なもの（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出して本人確認を受けてください。
 - 3 代理人が利用停止請求する場合には、本人に係る上記2の書類の写しを提示し、又は提出するとともに、代理人であることを証明する書類（戸籍謄抄本、登記事項証明書、委任状等）及び当該代理人に係る上記2の書類を提示し、又は提出して代理人本人であることの確認を受けてください。
 - 4 ※印の欄は、記入しないでください。

第22号様式（第20条関係）

特定個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、奈良市特定個人情報保護条例第38条第1項の規定により次のとおり保有特定個人情報の全部を利用停止することと決定したので、通知します。

利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容	
利用停止の内容	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
利用停止年月日	年 月 日
備 考	
所 管 課	電話番号

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第23号様式（第20条関係）

特定個人情報部分利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、奈良市特定個人情報保護条例第38条第1項の規定により次のとおり保有特定個人情報の一部を利用停止することと決定したので、通知します。

利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容	
利用停止の内容	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しない箇所	
利用停止しない理由	
備 考	
所 管 課	電話番号

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第24号様式（第20条関係）

特定個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、奈良市特定個人情報保護条例第38条第2項の規定により次のとおり保有特定個人情報の全部を利用停止しないことと決定したので、通知します。

利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容	
利用停止しない理由	
備 考	
所 管 課	電話番号

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第25号様式（第21条関係）

特定個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、奈良市特定個人情報保護条例第39条第2項の規定により次のとおり決定期間を延長したので、通知します。

利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容	
決定期間満了日	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
備考	
所管課	電話番号

第26号様式（第21条関係）

特定個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日に請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、奈良市特定個人情報保護条例第40条の規定により次のとおり決定期間を延長したので、通知します。

利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容	
利用停止決定等に特に長期間を要する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
備 考	
所 管 課	電話番号

第27号様式（第22条関係）

審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで提起された不服申立てについて、次のとおり奈良市個人情報保護審議会に諮問しましたので、奈良市特定個人情報保護条例第42条の規定により通知します。

保有特定個人情報の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
備 考	
所 管 課	電話番号

(平成27年9月8日揭示済)

奈良市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。
平成27年9月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第74号

奈良市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する
規則

奈良市個人情報保護条例施行規則（平成21年奈良市規則
第79号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「次の」を「次の各号の」に改め、同項
第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4
号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、
同号の前に次の1号を加える。

別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

※本人の確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※法定代理人等の 確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

を

※本人の確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券	確認者
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	（ ）
※法定代理人等の 確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券	確認者
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	（ ）
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

に、「(注)」を「備考」に、

「(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出して」を「(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出
して本人確認を受けて」に改める。

別記第2号様式中

所管課	電話番号	内線
-----	------	----

を

所管課	電話番号
-----	------

に、「(注)」を「備考」に改

める。

別記第3号様式中

所管課	電話番号	内線
-----	------	----

を

所管課	電話番号
-----	------

に改め、同様式(注)を次の

ように改める。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第4号様式中

所管課	電話番号	内線
-----	------	----

を

所管課	電話番号
-----	------

に、「(注)」を「備考」に改

め、同様式(注)の2中「すべて」を「全て」に改め、同様式(注)の3を削り、同様式に(注)として次のように加
える。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第5号様式中

所管課	電話番号	内線
-----	------	----

を

所管課	電話番号
-----	------

に、「(注)」を「備考」に改

め、同様式(注)の2中「すべて」を「全て」に改め、同様式の4を削り、同様式に(注)として次のように加える。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第6号様式中

所管課	電話番号	内線
-----	------	----

を

所管課	電話番号
-----	------

に、「(注)1」を「備考」に

改め、同様式(注)の2を削り、同様式に(注)として次のように加える。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第7号様式及び第8号様式中

所管課	電話番号	内線
-----	------	----

を

所管課	電話番号
-----	------

に改め、同様式(注)を次の

ように改める。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第9号様式及び第10号様式中

所管課	電話番号	内線
-----	------	----

を

所管課	電話番号
-----	------

に改める。

別記第11号様式中

意見書の提出先 (所管課)	電話番号	内線
------------------	------	----

を

意見書の提出先 (所管課)	電話番号
------------------	------

に、「(注)」を「備考」に改

める。

別記第12号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「(注)」を「備考」に改める。

別記第13号様式中

所管課	電話番号	内線
-----	------	----

を

所管課	電話番号
-----	------

に改め、同様式(注)を次の

ように改める。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示並びに不服申立て及び執行停止の申立てがない場合は情報が開示される旨を記載する。

別記第14号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

※本人の確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
※法定代理人等の 確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()

を

※本人の確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	確認者 ()
※法定代理人等の 確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	確認者 ()
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	

に、「(注)」を「備考」に、

「(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出して」を「(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出して本人確認を受けて」に改める。

別記第15号様式から第17号様式までの規定中

所 管 課	電話番号	内線
-------	------	----

を

所 管 課	電話番号
-------	------

に改め、同様式(注)を次の

ように改める。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第18号様式から第20号様式までの規定中

所 管 課	電話番号	内線
-------	------	----

を

所 管 課	電話番号
-------	------

に改める。

別記第21号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

※本人の確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
※法定代理人等の 確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()

を

※本人の確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	確認者 ()
※法定代理人等の 確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	確認者 ()
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	

に、「(注)」を「備考」に、

「(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出して」を「(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出して本人確認を受けて」に改める。

別記第22号様式及び第23号様式中

利用停止の内容	
---------	--

を

利用停止の内容	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
---------	---

に、

所 管 課	電話番号	内線
-------	------	----

を

所 管 課	電話番号
-------	------

に改め、同様式(注)を次の

ように改める。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第24号様式中

所 管 課	電話番号	内線
-------	------	----

を

所 管 課	電話番号	に改め、同様式（注）を次の
-------	------	---------------

ように改める。

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第25号様式から第27号様式までの規定中

所 管 課	電話番号	内線	を
-------	------	----	---

所 管 課	電話番号	に改める。
-------	------	-------

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第16条及び別表の改正規定は、同月1日から施行する。

（平成27年9月8日揭示済）

奈良市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第75号

奈良市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市情報公開条例施行規則（平成19年奈良市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「録音テープ及びビデオテープ」
別記第2号様式中

所 管 課	電話番号	内線	を
-------	------	----	---

所 管 課	電話番号	に、「(注)」を「備考」に改
-------	------	----------------

める。

別記第3号様式中

所 管 課	電話番号	内線	を
-------	------	----	---

所 管 課	電話番号	に改め、同様式（注）を次の
-------	------	---------------

ように改める。

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第4号様式中

所 管 課	電話番号	内線	を
-------	------	----	---

所 管 課	電話番号	に、「(注)」を「備考」に改
-------	------	----------------

め、同様式（注）の2中「すべて」を「全て」に改め、同様式（注）の3を削り、同様式に（注）として次のように加える。

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第5号様式中

所 管 課	電話番号	内線	を
-------	------	----	---

所 管 課	電話番号	に、「(注)」を「備考」に改
-------	------	----------------

め、同様式（注）の2中「すべて」を「全て」に改め、同様式（注）の4を削り、同様式に（注）として次のように加える。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第6号様式中

所 管 課	電話番号	内線	を
-------	------	----	---

所 管 課	電話番号		に、「(注) 1」を「備考」に
-------	------	--	-----------------

改め、同様式(注)の2を削り、同様式に(注)として次のように加える。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第7号様式及び第8号様式中

所 管 課	電話番号	内線	を
-------	------	----	---

所 管 課	電話番号		に改め、同様式(注)を次の
-------	------	--	---------------

ように改める。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第9号様式及び第10号様式中

所 管 課	電話番号	内線	を
-------	------	----	---

所 管 課	電話番号		に改める。
-------	------	--	-------

別記第11号様式中

意見書の提出先 (所 管 課)	電話番号	内線	を
--------------------	------	----	---

意見書の提出先 (所 管 課)	電話番号		に、「(注)」を「備考」に改
--------------------	------	--	----------------

める。

別記第12号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「(注)」を「備考」に改める。

別記第13号様式中

所 管 課	電話番号	内線	を
-------	------	----	---

所 管 課	電話番号		に改め、同様式(注)を次の
-------	------	--	---------------

ように改める。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示並びに不服申立て及び執行停止の申立てがない場合は情報が開示される旨を記載する。

別記第14号様式中

所 管 課	電話番号	内線	を
-------	------	----	---

所 管 課	電話番号		に改める。
-------	------	--	-------

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(平成27年9月8日揭示済)

個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第76号

個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則

個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則(平成14年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

個人情報の保護の推進に係る出資法人及び特定個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則

本文中「第53条第1項」の次に「及び奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）第47条第1項」を加える。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

(平成27年9月8日揭示済)

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

別記第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第9条関係）」に、

「明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日」を

「 年 月 日」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

別記第3号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

奈良市規則第77号

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和55年奈良市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「照会書を発送した日から起算して1月」を「条例第4条第1項の印鑑の登録申請のあつた日から1箇月」に改める。

第9条第2号を次のように改める。

(2) 削除

第3号様式 (第9条関係)

〒 ー
奈良市

年 月 日

様

奈良市長

印

照 会 書

本日、あなたは () 様を代理人として) 印鑑登録の申請をされまし
たが、確認のため照会します。

この申請があなたの意思に基づくことに相違ないときは、下記の回答書に必要事項を記入し、
登録申請した印鑑を、鮮明に (鮮明でない場合は改めて押印していただきます。) 押印の上、
年 月 日 までに へお持ちください。

なお、回答書提出のときに、印鑑登録証 (印鑑の登録を受けている旨を証する書面) をお渡します。

お持ちいただくもの

◎ご本人が受領される場合

- 1. 回答書 2. 登録申請した印鑑 3. 本人確認書類 (健康保険証など)

◎代理の方が受領される場合

- 1. 回答書 2. 委任の旨を証する書面 3. 登録申請した印鑑 4. 代理の方の認印
- 5. 登録申請された方の本人確認書類 (健康保険証など) 6. 代理の方の本人確認書類 (健康保険証など)

ご注意

- 1. 回答書は必ず窓口にお持ちください。(回答書を送付された場合は受理できません。)
- 2. 指定期日までに持参されない場合は、上記の申請は無効となります。
- 3. お渡しする印鑑登録証の受領後、その提示で直ちに印鑑登録証明書の交付申請ができます。
- 4. 本人確認書類はコピーでは受付ができません。

回 答 書

(印鑑登録申請された本人が記入し、登録申請した印鑑を押印してください。)

照会がありました。年 月 日付けの印鑑登録の申請は、私の意思に基づく
ことに相違ありません。

登 録 申 請 印 鑑

(宛先) 奈良市長

年 月 日

住 所 : 奈良市

氏 名 :

男・女

生年月日 :

年 月 日

第4号様式(第9条関係)

保 証 書

住 所	奈良市	番地 番 号
氏 名		男 ・ 女
生年月日		年 月 日

上記の者は印鑑登録申請人本人に相違ないことを保証します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

保 証 人	住 所	奈良市	番地 番 号	登録している印鑑
	氏 名		男 ・ 女	
	生年月日		申請人との続柄 ()	登録番号
	備 考		年 月 日	

(注) 1 保証人は、本市において既に印鑑の登録を受けている方に限ります。

2 外国人住民で、通称又は片仮名表記が記録されている方は氏名に併記してください。

第5号様式 (第9条関係)

印鑑登録原票

印鑑番号		宛名番号

印影

氏名			
通称			
生年月日	年	月	日
性別			
住所			
備考			

登録年月日	在留カード等の番号
年 月 日	

消除年月日	廃止・亡失・改姓・転出・死亡
年 月 日	その他 ()

特記事項

別記第6号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第9条関係)」に改める。

別記第7号様式中「第7号様式」を「第7号様式(第9条関係)」に、

明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日 を

年 月 日 に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式を次のように改める。

第8号様式(第9条関係)

印鑑登録証明書

印影	氏名			
	通称			
	生年月日	年 月 日	性別	
	住所			
	備考			

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明します。

年 月 日
奈良市長



第9号様式（第9条関係）

<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">印鑑登録証明書交付申請書</p>																													
(宛先) 奈良市長							年 月 日																						
							なんつう いますか。	通																					
登 録 者	登録番号	-																											
	住所 奈良市																												
							番地 番 号																						
	氏 名									男・女																			
生年月日									年 月 日																				
上記の者の印鑑登録証明書の交付を申請します。																													
申 請 人	<input type="checkbox"/> 本 人																												
	<input type="checkbox"/> 代 理 人	住 所																											
		氏 名																											
<p>(注) 1 太線の枠の中だけ記入してください。 2 外国人住民で、通称又は片仮名表記が記録されている方は氏名に併記してください。 3 印鑑登録証を必ず添えて申請してください。 4 登録印鑑は必要ありません。</p>																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">受</td> <td style="padding: 5px;">付</td> <td style="padding: 5px;">照</td> <td style="padding: 5px;">合</td> <td style="padding: 5px;">作</td> <td style="padding: 5px;">成</td> <td style="padding: 5px;">交</td> <td style="padding: 5px;">付</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>										受	付	照	合	作	成	交	付												
受	付	照	合	作	成	交	付																						

別記第10号様式中「第10号様式」を「第10号様式（第9条関係）」に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第9条関係）

〒 ー
奈良市

年 月 日

様

奈良市長

印

印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑登録を、下記の理由により抹消しましたのでお知らせします。
該当の印鑑登録証は使用できなくなりましたのでご了承ください。

記

氏名	
通称	
登録番号	
抹消年月日	年 月 日
抹消の理由	

※ご不要になった印鑑登録証は窓口にお返してください。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成27年9月24日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成27年9月8日揭示済)

告 示**奈良市告示第607号**

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路改良工事（都祁友田町地内・一本松小倉線）ほか44件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市告示第608号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 業務名 明治小学校校舎改築その他工事1期に伴う工事監理業務委託
- 業務場所 奈良市北永井町414番地
- 業務期間 契約の日から平成28年3月31日まで
- 業務概要 工事監理業務委託一式
延べ床面積 1,613.16㎡
建築主体工事一式 昇降機設備工事一式
電気設備工事（太陽光発電設備含む）一式
機械設備工事一式 付帯設備工事一式
外構整備工事一式 解体撤去工事一式
- 予定価格 11,049千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 最低制限基準価格 8,473千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市告示第609号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 業務名 橋梁定期点検業務委託（中山町西四丁目地内他・西部第86号線（泉橋）他）
- 業務場所 奈良市中山町西四丁目地内他
- 業務期間 契約の日から平成28年3月31日まで
- 業務概要 橋梁定期点検業務 一式
・泉橋（L=15.6m W=13m）他7橋

以下省略

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市告示第610号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 物品名 携帯型デジタル簡易無線機（登録局）
- 詳細 別紙仕様書のとおり
- 納入場所 奈良市八条五丁目404番地の1
奈良市消防局
- 納入期限 平成27年12月25日
- 担当課 奈良市消防局総務課
電話 0742-35-1199

以下省略

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年9月1日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
西部第1340号線	中登美ヶ丘六丁目4540番35地先から	押熊町2532番2地先まで	L = 240.8 W = 18.0	

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市告示第612号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。
 平成27年9月1日
 奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
西部第1340号線	中登美ヶ丘六丁目4540番35地先から	押熊町2532番2地先まで	L = 240.8 W = 18.0	

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市告示第613号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び

指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。
 平成27年9月1日
 奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106007	奈良市三条大路一丁目8番8号	温浴サブリ・機能訓練 ハーフデイ奈良日和	奈良市富雄泉ヶ丘3番7号	株式会社ウェルネスサブリ	平成27年 9月1日
2960190060	奈良市三条町321番地の4	訪問看護ステーション のぞみ	奈良市三条町321番地の4	有限会社ファミリー薬局	平成27年 9月1日
2970107054	奈良市古市町1697-1	デイサービスセンター 時の刻	奈良県桜井市大字外山1661番地	有限会社とらい・あぐる	平成27年 9月1日

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市告示第614号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護

予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。
 平成27年9月1日
 奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105124	奈良市大宮町四丁目275-1 森村第3ビル503号	メープル訪問介護センター	奈良市大宮町四丁目275-1 森村第3ビル503号	株式会社メープル	平成27年 8月31日

【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者		廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2951180146	奈良市都祁友田町515番地の1	介護老人保健施設ももたろう	奈良市都祁友田町515番地の1	社会福祉法人大和高原育成福祉会	平成27年 6月1日
2970105132	奈良市大宮町四丁目275-1 森村第3ビル503号	メープル居宅介護支援事業所	奈良市大宮町四丁目275-1 森村第3ビル503号	株式会社メープル	平成27年 8月31日

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市告示第615号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号
1 指定年月日 平成27年9月1日

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。
平成27年9月1日
奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100660	株式会社ざいたつく	639-1053	奈良県大和郡山市千日町51番地2千日住宅18号	ケアプランセンターすみれ	630-8144	奈良県奈良市東九条町538番地	計画相談支援

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市告示第616号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項
1 指定年月日 平成27年9月1日

第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しましたので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示します。
平成27年9月1日
奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970101123	株式会社ざいたつく	639-1053	奈良県大和郡山市千日町51番地2千日住宅18号	ケアプランセンターすみれ	630-8144	奈良県奈良市東九条町538番地	障害児相談支援

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市告示第617号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。
平成27年9月1日
奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定更新年月日	指定有効年月日
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所			
2910100953	社会医療法人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町1-7-1	リベルテ	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町1-5-53	生活介護	平成27年5月1日	平成33年4月30日
2910101142	株式会社うさぎ	630-8435	奈良県奈良市八島町270-25	訪問介護センターうさぎ	630-8435	奈良県奈良市八島町270-25	居宅介護	平成27年6月1日	平成33年5月31日
2910101142	株式会社うさぎ	630-8435	奈良県奈良市八島町270-25	訪問介護センターうさぎ	630-8435	奈良県奈良市八島町270-25	重度訪問介護	平成27年6月1日	平成33年5月31日
2910100888	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	ホームヘルプステーションこすもす	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町249	居宅介護	平成27年6月1日	平成33年5月31日
2910100888	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	ホームヘルプステーションこすもす	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町249	重度訪問介護	平成27年6月1日	平成33年5月31日
2910100888	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	ホームヘルプステーションこすもす	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町249	行動援護	平成27年6月1日	平成33年5月31日

2910100888	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	短期入所事業わかくさ	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町249	短期入所	平成27年6月1日	平成33年5月31日
2910101159	社会福祉法人ぷろほの	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5-39 第3やまと建設ビル201号	テクノパークぶろほのアルファ	630-8115	奈良県奈良市大宮3-5-39 第3やまと建設ビル301	就労移行支援(一般型)	平成27年6月1日	平成33年5月31日
2910101167	株式会社ブリッチ	630-8422	奈良県奈良市横井二丁目155-2	居宅介護青いうみ	630-8422	奈良県奈良市横井2-155-2	居宅介護	平成27年7月16日	平成33年7月15日
2910101167	株式会社ブリッチ	630-8422	奈良県奈良市横井二丁目155-2	居宅介護青いうみ	630-8422	奈良県奈良市横井2-155-2	重度訪問介護	平成27年7月16日	平成33年7月15日
2910100268	社会福祉法人こぶしの会	630-8424	奈良県奈良市古市町529-4	支援センターふゅーチャー	630-8424	奈良県奈良市古市町529-4	行動援護	平成27年8月16日	平成33年8月15日
2910101183	ニコニコカンパニー株式会社	630-8031	奈良県奈良市柏木町519-19	スマイルメイク	630-8031	奈良県奈良市柏木町519-19	居宅介護	平成27年9月1日	平成33年8月31日
2910101183	ニコニコカンパニー株式会社	630-8031	奈良県奈良市柏木町519-19	スマイルメイク	630-8031	奈良県奈良市柏木町519-19	重度訪問介護	平成27年9月1日	平成33年8月31日
2910101175	株式会社まほろばケアセンター	630-8115	奈良県奈良市大宮町6-1-11 新大宮第2ビル3階	株式会社まほろばケアセンター	630-8115	奈良県奈良市大宮町6-1-11 新大宮第2ビル3階	居宅介護	平成27年9月1日	平成33年8月31日
2910101175	株式会社まほろばケアセンター	630-8115	奈良県奈良市大宮町6-1-11 新大宮第2ビル3階	株式会社まほろばケアセンター	630-8115	奈良県奈良市大宮町6-1-11 新大宮第2ビル3階	重度訪問介護	平成27年9月1日	平成33年8月31日

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市告示第618号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年9月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年5月18日 奈良市指令都整開 第15A-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年9月1日 第1483号
公共施設 平成27年9月1日 第698号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺新田町499番、500番、501番1、507番3、516番2の一部、517番及び518番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市押熊町180番地
株式会社ソニック 代表取締役 小林 訓子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市西大寺新田町500番の一部、501番1の一部、507番3の一部、516番2の一部、517番の一部及び518番の一部

(2) 下水道

奈良市西大寺新田町501番1の一部及び507番3の一部

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市告示第619号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年9月2日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
富雄セントラルクリニック	奈良県奈良市二名平野二丁目2148-2	居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成26年12月25日
医療法人大和医仁会	奈良県奈良市二名平野二丁目2148-2	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 通所リハビリテーション	

(平成27年9月2日揭示済)

(平成27年9月3日揭示済)

奈良市告示第620号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成27年9月3日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

奈良市告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年9月3日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
とみお岩崎クリニック	奈良県奈良市二名三丁目1046番1	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成27年5月1日
岩崎 拓也	奈良県生駒郡平群町菊美台2丁目18-12	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	
オレンジ薬局 奈良三条店	奈良県奈良市三条大宮町3-43	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成27年5月1日
株式会社プチファーマシスト	大阪府大阪市北区芝田二丁目8番10号 光栄ビル1階		
サン薬局 二名店	奈良県奈良市二名三丁目1046-1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成27年5月1日
株式会社関西メディコ	奈良県生駒郡平群町上庄1丁目14-12		

(平成27年9月3日揭示済)

奈良市告示第622号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に基づき指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、告示します。

平成27年9月3日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成27年9月1日	オレンジ薬局 大安寺店	奈良市南京終町二丁目1201-8	株式会社プチファーマシスト 代表取締役 柳生 美江
平成27年9月1日	サン薬局 中町店	奈良市中町4842-1	株式会社関西メディコ 代表取締役 安井 将美

(平成27年9月3日揭示済)

奈良市告示第623号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成27年9月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市秋篠町、大森町、押熊町、学園赤松町、三条大路三丁目、四条大路三丁目、四条大路四丁目、七条一丁目、東九条町、中町、宝来町、法華寺町及び南登美ヶ丘の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成27年9月4日から平成27年9月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛てとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成27年9月18日までに必着するように提出してください。
(平成27年9月4日揭示済)

奈良市告示第624号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年9月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年9月3日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除

く。

- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話 0742-34-1111代表
(平成27年9月4日揭示済)

奈良市告示第625号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供します。

平成27年9月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年4月28日 奈良市指令都整開 第14A-56号
平成27年8月5日 奈良市指令都整開 第14A-56-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年9月4日 第1484号
公共施設 平成27年9月4日 第699号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市南京終町四丁目352番1、352番5、361番1の一部、361番2、362番1、362番2、363番1の一部及び363番2の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都府木津川市木津宮ノ裏200番地13
山善住建 代表者 山本 隆之
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市南京終町四丁目352番1、352番5の一部、361番1の一部、361番2の一部、362番1の一部、362番2の一部、363番1の一部及び363番2の一部
(2) 下水道
奈良市南京終町四丁目352番5の一部、361番2の一部、362番2の一部及び363番2の一部
(3) 管路敷
奈良市南京終町四丁目352番5の一部
(平成27年9月4日揭示済)

奈良市告示第626号

平成26年度固定資産税・都市計画税第1期分、第2期分、第3期分、第4期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成26年度固定資産税・都市計画税	第1期分	平成26年5月20日	平成26年6月2日
平成26年度固定資産税・都市計画税	第2期分	平成26年8月20日	平成26年9月1日
平成26年度固定資産税・都市計画税	第3期分	平成26年12月19日	平成27年1月5日
平成26年度固定資産税・都市計画税	第4期分	平成27年3月20日	平成27年3月31日

2 この公示送達により変更した後の納期限

平成27年9月25日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成27年9月7日揭示済)

奈良市告示第627号

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年9月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示

奈良市開発指導要領（昭和62年奈良市告示第230号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号ア中「及び長屋住宅」を削り、同号イからエまでを次のように改める。

イ 共同住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅及び寄宿舎、下宿その他これらに類するものを除く。以下同じ。）及び長屋住宅の場合は、次のとおりとすること。

(ア) 駐車施設を2戸につき1台以上確保すること。
ただし、商業地域にあつては、駐車施設を5戸につき1台以上の割合で確保すること。

(イ) 駐輪施設を1戸につき2台以上確保すること。
ただし、ワンルームマンションに配置する駐輪施設については、1室又は1戸につき1台以上確保すること。

ウ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗（以下「大規模小売店舗」という。）の場合は、同法第5条第1項又は第6条第1項の規定により届け出た駐車・駐輪台数を確保すること。

エ 大規模小売店舗以外の店舗の場合は、需要に見合う駐車・駐輪施設を関係機関と協議の上、確保すること。ただし、駐車施設については、1店舗につき3台以上確保すること。

第19条第1号オ中「業務用」及び「来客用駐車・」を削

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年9月7日

奈良市長 仲川元庸

り、同条第3号中「12.5平方メートル以上」の次に「（軽自動車専用駐車施設の場合にあつては1台当たり8.8平方メートル以上）」を加え、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号イからカまでに該当する場合で隣接する道路が道路法（昭和27年法律第180号）に規定する自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路又は交通規制等により自動車の通行が規制されている道路のみである等の理由により開発区域への自動車の乗り入れが困難と市長が認める場合については、開発区域外の近隣で駐車施設を確保すること。
第19条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、開発者は駐車施設の必要台数のうち100分の30を上限として軽自動車専用駐車施設とすることができる。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年12月1日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の際、奈良市開発指導要綱（昭和62年奈良市告示第229号）に基づき、現に協議が行われ、又は既に協議が完了した開発事業については、なお従前の例による。

(平成27年9月7日揭示済)

奈良市告示第628号

自動販売機設置に係る行政財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年9月7日

奈良市長 仲川元庸

第1 入札に付する事項

- 1 件名 自動販売機設置に係る行政財産の貸付
- 2 貸付期間 平成27年11月1日から平成32年10月31日まで

3 貸付物件 下表のとおり

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
⑫	奈良市役所	中央棟地下1階 E L Vホール	1.49㎡	1	10,900,000円
	奈良市役所	北棟4階 E L Vホール	1.24㎡	1	
	奈良市消防局・南消防署併設庁舎	1階 食堂内	2.06㎡	2	
	奈良市消防局西消防署	1階 廊下	1.21㎡	1	
	奈良市消防局北消防署	1階 洗面所内	0.88㎡	1	
	奈良市消防局中央消防署	2階 コピー室内	0.98㎡	1	
	奈良市消防局東消防署	1階 機械室前	1.21㎡	1	
	奈良市消防局中央消防署南部分署	1階 事務所北出入口前	0.91㎡	1	
	奈良市消防局東消防署東部分署	1階 廊下	0.91㎡	1	
	奈良市消防局東消防署月ヶ瀬分署	1階 仮眠室出入口前	0.91㎡	1	
	奈良市消防局西消防署富雄分署	1階 車庫内	1.10㎡	1	
	奈良市消防局中央消防署佐保分署	1階 車庫東側	0.88㎡	1	
	奈良市防災センター	2階 ロビー	1.21㎡	1	
	奈良市消防局南消防署西大寺分署	2階 待機室内	0.91㎡	1	

- (1) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。
- (2) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- (3) 貸付期間の更新は、行いません。
- (4) 最低貸付料を予定価格とします。
- (5) 最低貸付料は、5年間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- (6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

以下省略

(平成27年9月7日揭示済)

奈良市告示第629号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年9月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年9月7日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年9月7日揭示済)

奈良市告示第630号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年9月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年9月8日揭示済)

奈良市告示第631号

地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の2第1項の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年9月8日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書
納期限変更告知書

2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年9月8日揭示済)

奈良市告示第632号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年9月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年9月8日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年9月8日揭示済)

奈良市告示第633号

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おかだ歯科医院	奈良県奈良市紀寺町414-5	平成27年9月1日
オレンジ薬局 大安寺店	奈良県奈良市南京終町二丁目1201-8	平成27年9月1日

(平成27年9月9日揭示済)

奈良市告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
温浴サプリ・機能訓練ハーフデイ奈良日和	奈良県奈良市三条大路一丁目8番8号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成27年9月1日
株式会社ウェルネスサプリ	奈良県奈良市富雄泉ヶ丘3番7号		
訪問看護ステーションのぞみ	奈良県奈良市三条町321番地の4	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成27年9月1日
有限会社ファミリー薬局	奈良県奈良市三条町321番地の4		
デイサービスセンター時の刻	奈良県奈良市古市町1697-1	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成27年9月1日
有限会社とらい・あぐる	奈良県桜井市外山1661番地		

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成27年9月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
三条通地区地区計画
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市三条町、油阪地方町、今辻子町、下三条町、上三条町、林小路町、角振町、角振新屋町、橋本町及び樽井町の各一部

(平成27年9月9日揭示済)

奈良市告示第634号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年9月9日

奈良市長 仲川元庸

とおりに指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年9月9日

奈良市長 仲川元庸

(平成27年9月9日揭示済)

奈良市告示第636号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年9月9日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成27年4月22日 奈良市指令都整開 第15A-1号
平成27年8月20日 奈良市指令都整開 第15A-1-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年9月9日 第1485号
公共施設 平成27年9月9日 第700号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市二名三丁目1057番3、1058番1、1060番1、1065番及び1066番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市平松五丁目30番3-1号
リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市二名三丁目1057番3の一部、1058番1の一部、1060番1の一部及び1065番の一部
 - 下水道
奈良市二名三丁目1057番3の一部、1058番1の一部、1060番1の一部及び1065番の一部

(平成27年9月9日揭示済)

奈良市告示第637号

下記の者に係る住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく平成26年12月1日届出の転入届は、事実に基づかない虚偽の届出であることが判明したため、これらの届出に基づく処理を取り消し、交付済みの住民票の写し、国民健康保険被保険者証、印鑑登録証及び印鑑登録証明書が無効とします。

平成27年9月10日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成27年9月10日揭示済)

奈良市告示第638号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年9月10日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成27年6月16日 奈良市指令都整開 第15A-6号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年9月10日 第1486号
公共施設 平成27年9月10日 第701号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市三条大路三丁目448番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区堂島二丁目2番2号
ミサワホーム近畿株式会社 代表取締役 福田 進
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市三条大路三丁目448番1の一部
 - 下水道
奈良市三条大路三丁目448番1の一部

(平成27年9月10日揭示済)

奈良市告示第639号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年9月11日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成27年1月7日 奈良市指令都整開 第14A-30号
平成27年6月9日 奈良市指令都整開 第14A-30-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年9月11日 第1487号
公共施設 平成27年9月11日 第702号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市中山町西二丁目1048番22、1052番1及び1052番25
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区梅田一丁目1番3号
株式会社WESTコーポレーション
代表取締役 杉原 勝
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市中山町西二丁目1052番1の一部及び1052番25
 - 下水道
奈良市中山町西二丁目1052番1の一部及び1052番25の一部

(平成27年9月11日揭示済)

奈良市告示第640号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年9月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年9月10日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄あやめ池駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年9月11日揭示済)

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成26年度軽自動車税	全期分納期変更分	平成26年10月20日	平成26年10月31日
平成26年度軽自動車税	全期分納期変更分	平成27年3月20日	平成27年3月31日
平成26年度市・県民税	第4期分	平成27年2月20日	平成27年3月2日
平成26年度固定資産税・都市計画税	第2期分	平成26年8月20日	平成26年9月1日
平成26年度固定資産税・都市計画税	第3期分	平成26年12月19日	平成27年1月5日
平成26年度固定資産税・都市計画税	第4期分	平成27年3月20日	平成27年3月31日

2 この公示送達により変更した後の納期限

平成27年10月2日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成27年9月14日揭示済)

奈良市告示第642号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年9月14日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 契約名 奈良市役所電話交換機等設備賃貸借業務
- (2) 実施場所 奈良市役所本庁舎
奈良市二条大路南一丁目1番1号
- (3) 賃貸借期間 平成28年3月1日から平成35年2月28日まで
- (4) 契約概要 奈良市役所電話交換機等設備賃貸借業務仕様書による

以下省略

(平成27年9月14日揭示済)

奈良市告示第643号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと

奈良市告示第641号

平成26年度軽自動車税全期分納期変更分、市・県民税第4期分、固定資産税・都市計画税第2期分、第3期分、第4期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成27年9月14日

奈良市長 仲川元庸

おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年9月14日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年5月1日 奈良市指令都整開 第14A-54号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年9月14日 第1488号

公共施設 平成27年9月14日 第703号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市平松三丁目483番2、483番3、483番4、483番5、483番6、483番7及び483番9

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字吉隠792番地

ウィルエステート株式会社 代表取締役 萩原 孝則

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市平松三丁目483番4

(2) 下水道

奈良市平松三丁目483番4の一部

(平成27年9月14日揭示済)

奈良市告示第644号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

通学路整備工事（六条西三丁目地内・中部第971号線）ほか13件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

（平成27年9月15日揭示済）

奈良市告示第645号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 河川復旧工事（北椿尾町地内・菩提仙川支流）
- (2) 工事場所 奈良市北椿尾町地内
- (3) 工事期間 契約の日から平成28年2月29日まで
- (4) 工事概要 工事延長L=243m 流路工一式
仮設工一式 付帯工一式
- (5) 予定価格 26,505千円

（消費税及び地方消費税を除く。）

- (6) 最低制限基準価格 20,393千円

（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成27年9月15日揭示済）

奈良市告示第646号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 道路排水施設改良事業に伴う測量設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市敷島町一丁目地内他
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年12月25日まで
- (4) 業務概要 委託延長L=0.3km
設計業務一式 測量業務一式
- (5) 予定価格 2,800千円

（消費税及び地方消費税を除く。）

- (6) 最低制限基準価格 2,044千円

（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成27年9月15日揭示済）

奈良市告示第647号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 灰污水处理装置点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地
「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年3月18日まで
- (4) 業務概要
 1. 灰污水吸引装置（真空吸引方式）一式
 2. 灰污水脱水機装置（スクリュウデカンタ型連続遠心分離脱水機）一式
 3. 灰污水再利用装置一式
 4. 試運転調整一式
- (5) 予定価格 29,586千円

（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成27年9月15日揭示済）

奈良市告示第648号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年9月13日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成27年9月15日揭示済）

公平委員会

奈良市公平委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

平成27年9月14日

奈良市公平委員会

委員長 宮脇紀夫

奈良市公平委員会規則第2号

奈良市公平委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則

奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）

号)の規定に基づく公平委員会が保有する特定個人情報の保護については、奈良市特定個人情報保護条例施行規則(平成27年奈良市規則第73号)の例による。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。
(平成27年9月14日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第64号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年9月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 業務名 奈良市送水ネットワーク管(東部)等基本計画・基本設計業務委託
- 2 業務場所 奈良市青山二丁目～紀寺町地内
- 3 業務期間 契約日から平成28年3月18日まで
- 4 業務概要 奈良市送水ネットワークの一部整備路線に対する基本計画・基本設計業務
ア 基本計画業務 一式
イ 基本設計業務 一式
- 5 予定価格 20,730千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 15,870千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市企業局告示第65号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点	備 考
六条第2幹線-127	奈良市六条西四丁目1496番1	奈良市六条西四丁目1496番1	①
芝辻幹線-34	奈良市芝辻町一丁目128番1	奈良市法蓮町3番3	②
芝辻幹線-35	奈良市芝辻町一丁目128番1	奈良市法蓮町3番3	②
芝辻幹線-36	奈良市法蓮町25番4	奈良市芝辻町11番6	②
芝辻幹線-37	奈良市法蓮町25番4	奈良市芝辻町11番6	②
芝辻幹線-38	奈良市法蓮町25番4	奈良市芝辻町11番6	②
芝辻幹線-39	奈良市芝辻町11番57	奈良市芝辻町75番7	②
都跡幹線-346	奈良市法蓮町185番2	奈良市法蓮町187番1	③
東九条幹線-158	奈良市東九条町608番9	奈良市東九条町606番2	④

市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年9月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

口径500～200耗配水本・支管耐震化改良工事、奈良市奈保町～奈良阪町・法蓮佐保山三丁目地内ほか5件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成27年9月1日揭示済)

奈良市企業局告示第66号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成27年9月1日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成27年9月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成27年9月15日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市六条西四丁目、芝辻町一丁目、法蓮町、芝辻町及び東九条町の各一部

2-2 公共汚水桝設置申請書に伴う未供用箇所
奈良市三松一丁目798番1、798番3、798番4、三松一丁目784番5、西大寺新池町1823番3、1823番7、西大寺新池町1869番1、宝来四丁目702番3、972番1、六条一丁目640番4、五条西一丁目5236番2、大安寺西一丁目360番、四条大路五丁目1036番1、1034番4、1035番3、四条大路三丁目989番9、989番12、神殿町170番8、南京終町四丁目352番6

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別分流式、合流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成27年9月1日揭示済)

奈良市企業局告示第67号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年9月3日

奈良市公営企業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
オーナー設備	代表者 中西 丈人	奈良市沓掛町26番地	平成27年 9月2日

(平成27年9月3日揭示済)

奈良市企業局告示第68号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年9月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

1 入札に付する事項

口径20耗鉛給水管布設替工事、奈良市佐保台三丁目地内ほか5件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成27年9月15日揭示済)

消 防

奈良市消防局長告示第1号

奈良市消防長が保有する特定個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

平成27年9月15日

奈良市消防局長 酒井孝師
奈良市消防長が保有する特定個人情報の保護に関する規程

奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）の規定に基づく消防長が保有する特定個人情報の保護については、奈良市特定個人情報保護条例施行規則（平成27年奈良市規則第73号）の例による。

附 則

この規程は、平成27年10月5日から施行する。

(平成27年9月15日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第49号

平成27年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成27年9月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

50分の1の数 5,993人

6分の1の数 49,934人

3分の1の数 99,868人

(平成27年9月2日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第18号

奈良市農業委員会平成27年9月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成27年9月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 中田 武文

1 日時

平成27年9月14日（月） 午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (3) 知事許可について（8月許可分）

(平成27年9月7日揭示済)

奈良市農業委員会告示第19号

奈良市農業委員会が保有する特定個人情報の保護に関する

る規程を次のように定める。

平成27年9月8日

奈良市農業委員長 大西 崇 夫

奈良市農業委員会が保有する特定個人情報の保護に
関する規程

奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）の規定に基づく奈良市農業委員会が保有する特定個人情報の保護については、奈良市特定個人情報保護条例施行規則（平成27年奈良市規則第73号）の例による。

附 則

この規程は、平成27年10月5日から施行する。

（平成27年9月8日揭示済）

正 誤

平成27年9月7日付け奈良市公報第319号

ページ	段	行	誤	正
56	右	上から 8	周 辺	周 囲